

## 住宅宿泊事業法施行令（仮称）の案について（概要）

平成 29 年 9 月 21 日  
国土交通省、厚生労働省

## I. 背景

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）は、平成 29 年 6 月 16 日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法において政令で定めることとされた事項について定める必要がある。

## II. 概要

### （1）住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準（法第 18 条関係）

法第 18 条の政令で定める基準は、以下のとおりとする。

- ① 区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行う。
- ② 区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行う。
- ③ 期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行う。

### （2）住宅宿泊管理業者等の登録の更新の手数料（法第 22 条第 5 項及び法第 46 条第 5 項関係）

住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者の登録の更新の手数料の額を定める。

### （3）管理受託契約に係る書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等（法第 33 条第 2 項、第 34 条第 2 項及び第 59 条第 2 項関係）

管理受託契約（※1）に係る書面及び住宅宿泊仲介契約（※2）に係る書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の手続として、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得なければならない旨の規定を設ける。

（※1）住宅宿泊事業に係る住宅の管理を受託することを内容とする契約

（※2）宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結を仲介することを内容とする契約

### （4）外国住宅宿泊仲介業者の営業所等における検査に要する費用の負担（法第 63 条第 4 項関係）

観光庁長官による立入検査を受ける外国住宅宿泊仲介業者が負担する費用として、当該立入検査に係る営業所又は事務所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものを定める。

### （5）その他所要の規定の整備を行う。

### Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成 29 年 10 月

施行：法の施行の日